

福岡教育大学における学生ボランティア情報の取扱いに関する指針

平成 27 年 6 月 25 日
福 岡 教 育 大 学

福岡教育大学（以下、「本学」という。）では、「学生ボランティア活動の推進に関する基本方針（平成 27 年 2 月 27 日）」の定めにより、学生ボランティア活動を教育の一環として位置づけ、学生のボランティア活動を推進しています。また、学生に社会との接点を持つ機会を多く与え、学生の活動を支援することにより、道徳観、責任感などの高い倫理性とともに、実践力、忍耐力、意志伝達力、折衝力、決断力、適応力、行動力、協調性などの能力を涵養することに取り組むこととしています。

そこで、本学では以下の指針に基づき、教育の一環として学生の活動に相応しいと判断されるボランティア活動について、紹介します。

なお、学生ボランティア活動において、活動先の管理下において発生したトラブル等に対し、本学では責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

1. ボランティア活動の定義

本学におけるボランティア活動は、以下に示すとおりに定義しています。

(1) 学校支援ボランティア

学校で学習支援や環境整備、部活動支援などを行うボランティア活動で、学校という教育の場で、直接児童生徒や教職員と関わるもの。

(2) 地域ボランティア

地域のいろいろな団体や施設等において、自分の労力や時間等を提供し、直接的な対価を目的にせずに取り組む活動。

2. ボランティア活動の選定基準

(1) 対象となるボランティア活動

- ① 公益性・公共性が高い活動
- ② 受け入れた学生に対し、教育的配慮を伴った対応をする団体における活動
- ③ 営利を目的としない活動
- ④ 活動にあたり、安全性が高いと判断される活動

(2) 受付できないボランティア活動

- ① 法令に違反する活動
- ② 人体に有害な活動
- ③ 危険が伴う活動

- ④ 学生だけで対応する活動
- ⑤ 政治的・宗教的活動を目的とする活動
- ⑥ 学業に支障を及ぼす活動
- ⑦ 公序良俗に反する活動
- ⑧ 水泳監視，ベビーシッター，病人の介護等の人命に関わることが予想される活動で安全が確認できないもの
- ⑨ 22時以降6時までの間に行う深夜早朝活動
- ⑩ 車の運転が活動の内容に含まれるもの
- ⑪ 個人からのボランティア募集
- ⑫ その他，学生にふさわしくないと本学が判断する活動

3. ボランティア活動先との申し合わせ

- (1) 原則として，インターネットを活用したシステムである「ボランティアサポートシステム」により，団体登録を行い，依頼活動内容を送信することにより受け付け，学生に情報提供を行います。ただし，インターネットを利用できない場合は，募集情報等を郵送やFAXまたは持参することにより受け付けることとします。
- (2) 学生が授業，実習，試験等の学業があるため，時期によってはボランティア活動に参加することが難しい場合があることをご配慮ください。
- (3) 学生への情報提供が適切と認められた場合でも，すべての依頼にはお応えできない場合があることをあらかじめご了承ください。
- (4) 本学でも希望学生に対して活動内容や条件について事前に説明しますが，依頼される団体におかれましても学生に対して詳しく提示し，内容について両者が合意した上で活動を始めてください。
- (5) 本学でも希望学生に対してボランティア活動に関する事前指導を行います。依頼される団体におかれましても教育的観点から，指導，助言をお願いします。
- (6) 学生がボランティア活動を行った際に，募集の条件と異なる状況が生じた場合等には，活動を停止させる場合があります。
- (7) 学生がボランティア活動に伴う賠償保険に未加入の場合は，活動を停止させる場合があります。